

第72回 国税審議会税理士分科会 議事要旨

1 日 時 平成28年5月19日（木） 9時52分～11時15分

2 場 所 国税庁第二会議室

3 出席者 (委員)

岩崎分科会長、辻山会長代理、石井委員、福田委員、山田委員
小西臨時委員(※)

(国税庁)

山名総務課長(※)、並木人事課長、大柳税理士監理室長(※)、
磯見企画調整官(※)ほか

(日本公認会計士協会)

山田副会長(※)

(日本税理士会連合会)

杉田専務理事(※)

※ 議題3のみの出席者

4 議 題

議題1 受験資格の認定の申請

議題2 試験免除の申請

議題3 税理士法第3条第3項及び税理士法施行規則第1条の3
第1項に規定する研修指定について

5 議事内容

- (1) 議題1について、平成27年度において、税理士法第5条第1項第5号等の規定に基づき行った受験資格の認定状況について、事務局から報告があった。
- (2) 議題2について、平成27年度において、税理士法第7条第2項等の規定に基づき行った税理士試験の試験科目全部の免除決定状況について、事務局から報告があった。
- (3) 議題3について、事務局から資料1に基づき、平成26年度税制改正による税理士法改正の内容について説明した後、日本公認会計士協会から資料2に基づき、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習研修について説明があり、その後、質疑・議論が行われた。

- 委員から出された主な意見・質問は以下のとおり。
 - ・ 公認会計士法に定める実務補習が現状、公認会計士として業務を行うために必要な内容で構成されていることは理解。ここで議論すべき事項は、改正法を踏まえ国税審議会が指定する研修が、税理士試験合格者と同程度の学識を習得できるものとなっているかどうかということであり、その点をどう整理するか。
 - ・ 改正税理士法において、公認会計士の税理士資格については、これまでの自動的資格付与ではなく、国税審議会が指定する研修の修了が必要となる枠組みとなった以上、国税審議会が指定する他の研修とバランスを取る必要があるのではないか。
 - ・ 実務補習における考查及び修了考查では、全科目を通じて6割以上の得点が取れていれば、税法科目が4割以上6割未満の得点であっても研修を修了することができるとのことだが、税理士試験や国税審議会が指定する他の研修における試験の合格基準は6割とされており、この整合性をどうするか。
 - ・ 例えば、修了考查の税法科目だけでも6割の得点を合格基準とできないか。
 - ・ 合格基準を6割とすべきとの議論があるが、そもそも考查や修了考查の試験問題の難易度が分からぬ。試験の難易度の把握や、税理士試験との同等性を確保する観点から、これらの試験問題を公表すべきではないか。
 - ・ 他の指定研修では、毎年、研修の実施結果について国税審議会に報告しており、試験内容等を確認している。実務補習についても、透明性を確保する観点から、国税審議会が指定する他の研修と同じような仕組みにしてみてはどうか。
- 次々回の第74回国税審議会税理士分科会（平成28年6月3日（金）予定）においては、事務局から研修指定に向けた実務補習の整備案の提示を受け、それに基づいて研修指定の枠組みについて議論することとされた。